

大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業仕様書

1 事業目的

大津市（以下、「本市」という。）では、令和3年（2021年）12月に策定した「大津市地球環境保全地域行動計画」において地球温暖化対策として「（2）環境負荷の少ない都市基盤の整備」の「持続可能な交通の実現」に自転車利用の促進を掲げている。

そこで、自動車からシェアサイクルへの転換によるCO2削減を主な目的として、令和6年（2024年）6月から、「エコ移動の推進に向けたシェアサイクル導入実証事業」を実施し、CO2の削減や環境意識の向上について効果を認めた。

そこで市内でのシェアサイクルの定着を図るため、令和8年度（2026年度）から、事業者と協働でシェアサイクル本格事業に取り組む。

2 実施（協定）期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの3年間とする。

ただし、期間満了日の1か月前までに当事者のいずれからも更新しない旨の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

3 実施エリア

大津市内で、実証事業時にサイクルポートを設置したエリアを考慮したエリア設定とする。と。（別紙4シェアサイクル実証事業中間まとめに記載のサイクルポートエリア参照）

なお、実施期間中にエリア変更を行う場合には、事前に本市と協議を行うものとする。

4 実施主体

シェアサイクル事業者（以下「協働事業者」という。）と本市の協働実施

5 役割分担

協働事業者と本市との役割分担は、以下のとおりとし、詳細については、優先交渉者選定後に協議の上、協定書を締結するものとする。

（1）協働事業者

- ・事業の運営全般（利用者の募集及び登録、料金徴収、自転車の回収及び再配置並びに苦情又は問合せ対応等）
- ・サイクルポート等の整備及び自転車等の機材調達並びにこれら施設及び器材の維持管理と本事業終了時における原状回復
- ・本市公共施設以外でのサイクルポート（以下「民間ポート」という。）の確保
- ・利用状況等のデータの収集と本市への提供
- ・シェアサイクル事業の実施に係る違法駐輪対策
- ・シェアサイクル利用者への交通安全啓発の実施
- ・シェアサイクル事業の利用者への周知、広報

- ・利用者アンケートの実施及び本市への提供
- ・事業報告（定期的な利用状況報告等を含む）

（２）本市

- ・市民等への周知又は広報
 - ・本市公共施設におけるサイクルポート（以下「公共ポート」という。）用地の調整及び確保
- ※公募時において活用が見込まれる本市公共施設の詳細については「別表 公共ポート候補地一覧表」を参照すること。

6 事業にかかる費用

本事業の運営等にかかる費用は全て協働事業者の負担とし、本市は一切の費用負担を行わないものとする。

なお、本事業により得られた利用料金等の収入は全て協働事業者に帰属するものとする。

本事業実施期間中における公共ポートの使用料（又は占用料）については、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間は原則無償とする。

7 仕様内容等

本事業における「シェアサイクル」とは、IoT の活用によりサイクルポート開設期間にいつでもどのサイクルポートでも自転車の貸出し・返却を可能とした移動のシステムであり、具体的な仕様は以下のとおりとする。

（１）事業規模

- ・「１」の目的を達成できる規模及び密度のサイクルポートを整備し、各サイクルポートに適正な自転車台数を配置すること。

（２）利用方法

- ・利用者が任意のサイクルポートで自転車を借りられ、借用サイクルポート以外のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- ・市内在住者、市外からの来訪者、高齢者、外国人等幅広く利用できるシステムとし、利用者登録から料金決済まで簡単に利用でき、即日の利用が可能とするシステムとすること。
- ・基本的に２４時間・３６５日の利用が可能であること（サイクルポート設置施設敷地に閉場時間がある場合を除く）。
- ・利用者への効果的な自転車利用ルール・マナー啓発を行うこと。
- ・ヘルメットの着用推進に向けた効果的な取組を行うこと。

（３）利用料金

- ・多くの人に利用してもらえる料金設定とすること。

（４）自転車の仕様

- ・制動装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。
- ・幅広い世代で利用可能なものとし、安全性、操作性、耐久性、デザイン性に富んだものとし、原則カゴ付きとすること。
- ・位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- ・十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること。

- ・メンテナンスについて、自転車安全整備士等の自転車整備技術力のあるものが定期的に行い、利用者が安全に利用できるようにすること。
- ・防犯登録を行い、必要な防犯・盗難対策を講じること。

(5) サイクルポートの仕様

- ・原則、区画線を引くなど他の区画と明確に区分すること。また、本事業終了後には原状回復を行うこと。
- ・放置自転車を誘発しないようサイクルポート以外に自転車を返却できないシステムとすること。
- ・自転車の貸出し又は返却の無人受付が可能なシステムとすること。
- ・電動アシスト自転車を導入する場合は当該自転車への充電は公共ポートでは行わないシステムとすること。
- ・安全性及び耐久性を確保し、デザイン性に富んだものとすること。
- ・利用方法、協働事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。
- ・公共ポートにおいて利用者、第三者から事業に関する苦情が発生した場合も、協働事業者が責任を持って対応すること。
- ・公共ポートについて、施設の利用者に対して支障が生じた場合や、当該施設の運営に支障が生じた場合には、土地使用の中止を命ずることがある。また、当該施設において工事やイベント等の開催を理由として一時的に公共ポートを撤去する必要がある場合には、事前に本市と協働事業者で協議を行い対応するものとする。

なお、土地使用の中止及び公共ポートの撤去等で生じる費用の負担や賠償責任は、本市は負わないものとする。

- ・この協定が失効したときから2か月が経過した時点でも、協働事業者が公共ポートを原状に回復しないときは、本市が協働事業者に代わって公共ポートを原状に回復するために必要な措置をとることができる。この場合において、協働事業者は、自転車その他公共ポートに存置した動産を本市が処分等することについて、異議を申し立ててはならない。

なお、当該処分等に要した費用は協働事業者の負担とする。

(6) 利用促進の実施

- ・事業の周知、広報及び利用促進に関する取組を行うこと。
- ・チラシ、サイクルポート案内地図、専用のホームページを準備するなど、サービスの普及及び利用促進に向けた積極的な周知、広報活動を実施すること。
- ・利用者に対してアンケート調査等を実施するなど、シェアサイクルの利便性向上及び運営上の課題解決に努めること。

(7) 運営体制等

- ・組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。
- ・利用者の登録、利用料金の決済、自転車のメンテナンス等の問い合わせ、緊急対応等の運営業務を本市の関与無しに一括して実施すること。
- ・常時対応可能なコールセンター、チャットサポート等を設置し、事故や機器トラブル等に迅速に対応する体制とすること。

- ・サイクルポート外への自転車放置が確認された場合は、協働事業者において速やかに回収すること。
- ・利用者に対し、スマートホンのアプリケーション、メール等の手段により自転車利用の際の交通ルールやマナー等の周知啓発や、その他注意事項の通知を実施すること。

(8) 運営状況の報告等

- ・利用者属性、利用時間、区間、利用者アンケート等について、データで提供できるシステムを構築すること。
- ・本事業の利用状況（登録者数、利用者数）、移動データ、収支状況を定期的及び本市が求める時期に提供すること。
- ・利用者に対して行ったアンケート調査等の結果を本市に報告すること。
- ・本事業の目的達成の検証について、本市と共同で実施すること。

(9) その他

- ・協働事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。
- ・資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、協働事業者の負担とする。
- ・本事業において協働事業者の負担で構築したシステム、自転車やサイクルポート等の機器等の財産は協働事業者に帰属するものとする。
- ・継続的に事業実施するため採算に十分配慮した事業内容とすること。

公共ポート候補地一覧表

学区	名称	住所
真野	堅田駅前道路	大津市真野一丁目地先
堅田	旧堅田駅前土地区画整理事務所	大津市本堅田五丁目 2 1
堅田	堅田観光駐車場	大津市本堅田三丁目 2
堅田	大津市立北図書館	大津市堅田二丁目 1 - 1 1
堅田	堅田支所	大津市本堅田三丁目 8 - 1
坂本	旧竹林院	大津市坂本五丁目 2 - 1 3
坂本	坂本比叡山口駅	大津市坂本四丁目 1 2
滋賀	びわ湖大津館	大津市柳が崎 5 - 3 5
長等	大津市歴史博物館	大津市御陵町 2-2
長等	マイネットスタジアム皇子山	大津市御陵町 4
長等	長等創作展示館	大津市小関町 1 - 1
逢坂	JR 大津駅	大津市末広町 1
中央	おまつり広場	大津市島ノ関
中央	旧大津公会堂	大津市浜大津一丁目 4 - 1
中央	明日都浜大津	大津市浜大津四丁目 1 - 1
平野	JR 膳所駅	大津市馬場二丁目 1 1 - 8
平野	LAGO 大津たねや前(大津湖岸なぎさ公園)	大津市におの浜四丁目 7
平野	なぎさのテラス	大津市打出浜 1 5
膳所	ヴェルツブルク	大津市由美浜 5
晴嵐	幻住庵	大津市国分一丁目 2 7
瀬田北	瀬田駅前自転車駐車場	大津市大萱一丁目 1 9 - 1
瀬田南	瀬田南支所	大津市神領三丁目 8 - 9
瀬田東	瀬田東支所	大津市一里山三丁目 1 6 - 1

- ※
- ・事業開始時（令和 8 年 4 月 1 日）に貸出し候補となる公共ポートです。
 - ・協働事業者の候補者と本件事業の実施に係る詳細について協議が整い協定を締結した場合の公共ポート設置の候補地であり、設置を確約するものではありません。
 - ・公共ポートの名称は現在実施中の実証事業の名称です。
 - ・候補地の位置は本市ホームページの「シェアサイクル実証事業について」
[（https://www.city.otsu.lg.jp/machi/e/eco/t/62782.html）](https://www.city.otsu.lg.jp/machi/e/eco/t/62782.html) の「kotobike 大津市ポート一
 覧 地図表示（令和 7 年 9 月 30 日時点）」で確認できます。（上表の「住所」欄は、住宅
 地図で確認する場合の住所を便宜上表示しています。）